

令和4年度(第8回)環友会総会

令和4年6月19日(日)

滋賀県立大学「A7棟-102」

環友会(湖風会環境科学部支部)

第8回環友会総会 次第

開会

I. 会長あいさつ

II. 来賓あいさつ

III. 議長選出

IV. 議 題

第1号議案

令和3年度事業報告及び収支決算報告について

第2号議案

令和4年度事業計画及び収支予算について

第3号議案

会則の改正について

V. 記念撮影

VI. 令和3年度事業 就活セミナー講演会 上映 30分

「民間企業から市役所へ転職、地域住民の活動を密着サポート」

東近江市役所 総務部まちづくり協働課 溝江 麻衣子 氏
(環境計画学科 環境社会計画専攻 平成20年3月卒)

VII. 閉会あいさつ

閉会

第1号議案 令和3年度事業報告及び収支決算報告について

1. 事業報告

月 日	事 業 内 容	出席者 (人数)	備 考
5月11日	【有志による学生支援】 有志活動にて各団体と県大との間に構築された支援ルートによる支援 JAグリーン近江:味噌200Kg、きゅうり150Kg		大学地域共生センターからの依頼
5月15日	第1回役員会 (1)第7回総会について (2)就活セミナーについて	5名	メール意見照会 web会議
6月12日	第7回総会(資料配付及びHP掲載)	291名	
6月19日	就活セミナー事前準備(Webセミナー用機材確認)	4名	
7月8日	【有志による学生支援】 有志活動にて各団体と県大との間に構築された支援ルートによる支援 (一社)近江日野交流ネットワーク:じゃがいも120Kg、精米100Kg JAグリーン近江:味噌250Kg 辻喜農園:たまねぎ20Kg		継続活動
8月27日	【有志による学生支援】 有志活動にて各団体と県大との間に構築された支援ルートによる支援 (一社)近江日野交流ネットワーク:玄米420Kg		継続活動
9月18日	第2回役員会 (1)就活セミナーの開催について	5名	メール意見照会 web会議
10月3日	第2回就活セミナー(WEB配信)	28名 (登録者数)	県大A棟205にて配信
12月15日	【有志による学生支援】 有志活動にて各団体と県大との間に構築された支援ルートによる支援 (一社)近江日野交流ネットワーク 玄米480kg、大根500本、白菜50個、里芋700個、サツマイモ100本、ジャガイモ100個、かぼちゃ20個、等		継続活動
12月18日	第3回役員会 (1)就活セミナー活動報告等について (2)会則の変更(隔年開催に向けて) (3)緊急事態宣言時等における総会での決議について	7名	メール意見照会 湖風会館
3月19日	会計監査 令和3年度一般会計	-	郵送及び持ち回り
3月26日	○第4回役員会 (1)令和3年度事業報告及び決算報告について (2)令和4年度事業計画及び予算について (3)次年度総会について (4)次年度就活セミナーについて	5名	メール意見照会 湖風会館(web中継)

2. 収支決算報告

収入の部

(円)

科目	収入済額	予算額	備考
繰越金	69,058	69,058	前年度繰越金
助成金	37,000	37,000	湖風会助成金(支部活動費)
雑収入	0	0	
合計	106,058	106,058	



支出の部

(円)

科目	支出済額	予算額	備考
役員会費	0	2,500	web等にて開催
総会資料代	9,156	7,500	印刷外部発注(300部)
講演会費 (セミナー謝金)	19,200	26,000	謝金7,000×2名、旅費5,200(2名)
講演会費 (就活セミナー費)	1,401	35,000	お茶代等(WEB開催により配付資料印刷費軽減)
事務費	0	6,858	紙、インク代(前年度購入分を使用)
通信費	27,344	28,200	総会資料郵送用切手代等 (定形郵便物291通)
合計	57,101	106,058	

収入済額106,058円 - 支出済額57,101円 = 差引き48,957円 は令和4年度に繰越します。

令和3年度一般会計について、収入支出に伴う関係書類等を審査した結果、いずれも正確かつ適切であることを認めます。

令和4年3月19日
監査 山根祐太郎 
榎田儀一郎 

第2号議案 令和4年度事業計画及び収支予算について

1. 事業計画

月 日	事業内容	出席者 (人数)	備 考
5月14日	第1回役員会 (1)第8回総会について (2)就活セミナーについて	16名	湖風会館
6月18日	第8回総会準備	5名	湖風会館
6月19日	第8回総会	30名	湖風会館
9月17日	第2回役員会 (1)就活セミナーの開催について	16名	湖風会館
9月30日	就活セミナー事前準備	3名	湖風会館
10月 1日OR2日	第3回就活セミナー	50名	県大講義棟
12月17日	第3回役員会 (1)就活セミナー活動報告等について	16名	湖風会館
3月25日	○会計監査 ○第4回役員会 (1)令和4年度事業報告及び決算報告について (2)令和5年度事業計画及び予算について (3)次年度就活セミナーについて	16名	湖風会館

なお、事業内容については、新型コロナウイルス感染症の感染状況によって内容を見直します。

2. 収支予算(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

収入の部

(円)

科 目	予算額	前年度予算額	備 考
繰越金	48,957	69,058	前年度繰越金
助成金	50,000	37,000	湖風会助成金(支部活動費)
雑収入	0	0	利息等
合 計	98,957	106,058	

支出の部

(円)

科 目	予算額	前年度予算額	備 考
会議費	12,400	10,000	・役員会 2,400円 4回×600円(茶、紙コップ) ・総会 10,000円 資料印刷(コピー用紙、インク代)
事業費	41,000	61,000	・就活セミナー 講師謝金7,000円×2名=14,000円 講師交通費2名分 10,000円 資料等作成 17,000円 (コピー用紙、インク代、横断幕)
事務費	45,557	35,058	コピー用紙、インク代 6,497円 総会案内等郵送費 39,060円 (往復はがき310通)
合 計	98,957	106,058	

第3号議案 会則の改正について

【改正経緯と概要】

1. 本部及び各支部(一部除く)ともに総会は隔年実施としているところ、環友会は発足して間もないことから、総会を毎年実施してきた。
しかしながら、今回の総会で8回を迎え、活動も安定したことから、総会の開催を毎年から隔年に変更し、総会が開催されない年における会の運営方法を、本部と同様に役員会にて承認された事業計画案及び予算案に沿って執行、支出する内容へ改正する。
2. 現在、環友会の総会には「決議」そのものがない。一方、本部及び各支部ではコロナウイルス感染症の関係で対面総会が開催できない場合を想定し、書面による決議を検討している。
環友会においても、総会の構成員を役員及び評議員とするとともに、総会に決議及び決議要件付与し、議決権を有する者を評議員とする。また、対面で総会が開催できない場合は書面にて決議する内容へ改正する。
3. 今までの環友会活動実態等に合わせ会則を改正する。

【改正内容】

1. 総会を毎年から隔年に変更、総会を開催しない年における運営について

①総会を毎年から隔年に変更

(改正前)第10条 総会は年に1回開催する。総会は、本支部会員をもって構成する。

↓

(改正後)第10条 総会は隔年に1回開催する。総会は、本支部会員をもって構成する。

②総会が開催されない年の運営方法

(改正後)第10条2. 総会が開催されない年度については、役員会にて承認された事業計画案及び予算案に沿って執行、支出するものとする。

2. 総会の構成員、決議及び決議要件を付与、議決権を有する者、書面決議について

①総会の構成員

(改正前)第10条 総会は年に1回開催する。総会は、本支部会員をもって構成する。

↓

(改正後)第10条 総会は隔年に1回開催する。総会は、役員及び本支部評議員をもって構成する。

②総会に決議及び決議要件の付与、議決権を有する者

(改正前)第10条(1) 総会は、役員を選任、会則の改廃及び本会の運営に関する重要事項を審議する。

↓

(改正後)第10条(1) 総会は、役員を選任、会則の改廃及び本会の運営に関する重要事項を審議し、出席した評議員の過半数以上の賛成をもって決議する。なお、可否同数の場合は会長の決するところによる。

③本支部評議員

附則に次の内容を記載する。

「なお、第10条の「本支部評議員」とは、湖風会会則第8条第5項にて湖風会が指名し委任した評議員のうち本支部に属する者(役員を除く)をいう。」

④対面にて総会が開催できない場合における書面決議

(改正後)第10条(3) 会長が対面による総会の開催ができないと判断した場合は、書面決議をもって議決することができる。

3. 活動実態等にあわせた会則の改正について

①通称の記載

(改正前)第1条 本会は滋賀県立大学同窓会湖風会環境科学部支部と称する。

↓

(改正後)第1条 本会は滋賀県立大学同窓会湖風会環境科学部支部(通称:環友会)と称する。

②事務局の場所の特定

(改正前)第3条 本会の事務局は、滋賀県立大学内に置く。

↓

(改正後)第3条 本会の事務局は、滋賀県立大学湖風会館内に置く。

③特別会員

(改正前)第5条(3) 特別会員

湖風会特別会員のうち滋賀県立短期大学農学科、農業土木学科、農業経済学科、建築学科、滋賀県立大学環境科学部の教職員(退職者を含む)

↓

(改正後)第5条(3) 特別会員

正会員に関係のある教職員(退職者を含む)

④役員を選出又は委嘱を第1項に記載

(改正前)第7条

↓

(改正後)第7条 第6条に規定する役員を選出又は委嘱については、次のとおりとする。

⑤役員の職務を第1項に記載

(改正前)第8条

↓

(改正後)第8条 第6条に規定する役員の職務については、次のとおりとする。

⑥会計及び監査の職務内容を記載

(改正後)第8条(4) 会計は、会計業務を行う。

(改正後)第8条(5) 監査は、会計報告に対する監査を行う。

4. 役員任期の延長

附則により令和 3・4 年度役員の任期を1年延長し、次回総会までの令和5年度までとする。

	R3	R4(今回)	R5	R6(次回)	R7	R8(次々回)	R9
現行総会	○	○	○	○	○	○	○
現行改選	□		□		□		□
改正総会		改正決議		●		●	
改正改選		改正決議		■		■	

任期  1年延長

(参考)会則改正後の環友会総会は、本部総会と交互の開催となります。

	R3	R4(今回)	R5	R6(次回)	R7	R8(次々回)	R9
総会	本部 環友会	環友会	本部	環友会	本部	環友会	本部

滋賀県立大学同窓会湖風会環境科学部支部 会則

第1条 本会は滋賀県立大学同窓会湖風会環境科学部支部(通称:環友会)と称する。

第2条 本会は支部会員相互の親睦を図り、環境科学部支部の充実発展と母校の発展に寄与し、あわせて社会に貢献することを目的とする。

第3条 本会の事務局は、滋賀県立大学湖風会館内に置く。

第4条 本会は第2条の目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦を図るための事業
- (2) 母校の発展への協力の事業
- (3) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

第5条 本会は、滋賀県立大学同窓会湖風会会員のうち、以下のものをもって構成する。

- (1) 正会員
 - 1) 滋賀県立農業短期大学卒業生
 - 2) 滋賀県立短期大学農学科、農業土木学科、農業経済学科、建築学科卒業生
 - 3) 滋賀県立大学環境科学部卒業生および環境科学研究科修了生

- (2) 準会員
滋賀県立大学環境科学部在学学生

- (3) 特別会員
正会員に関係のある教職員(退職者を含む)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 幹事 若干名
- (4) 会計 1名
- (5) 監査 2名
- (6) 顧問 若干名

第7条 第6条に規定する役員の選出又は委嘱については、次のとおりとする。

- (1) 会長、副会長、幹事、会計、監査は総会において正会員の中から選出する。
- (2) 顧問は、正会員、特別会員の中から、役員会の推薦により会長が委嘱する。

第8条 第6条に規定する役員の職務については、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代行する。

- (3) 幹事は、会務の運営に参画する。
- (4) 会計は、会計業務を行う。
- (5) 監査は、会計報告に対する監査を行う。
- (6) 顧問は会長の諮問にこたえる。

第9条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし役員に欠員が生じた場合の後任者の任期は前任者の残任期間とする。

第10条 総会は隔年に1回開催する。総会は、役員及び本支部評議員をもって構成する。

- (1) 総会は、役員の選任、会則の改廃及び本会の運営に関する重要事項を審議し、出席した評議員の過半数以上の賛成をもって決議する。なお、可否同数の場合は会長の決するところによる。
 - (2) 会長は必要あるときに臨時総会を招集することができる。
 - (3) 会長が対面による総会の開催ができないと判断した場合は、書面決議をもって議決することができる。
2. 総会が開催されない年度については、役員会にて承認された事業計画案及び予算案に沿って執行、支出するものとする。

第11条 役員会は、第6条に規定する会長、副会長、幹事、会計、監査をもって組織し、次に掲げる事項を審議、執行する。

- (1) 事業計画の企画および執行
- (2) 予算及び決算に関する事項
- (3) 役員の選任に関する事項
- (4) 会則の改廃に関する事項
- (5) その他会長が必要と認めた事項

第12条 本会の経費は、同窓会の支部活動予算、その他の収入を持ってこれに充てる。

第13条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第14条 本会の会則に定めない事項については、会長が役員会に諮り定める。

附則 本会則は平成27年6月6日から施行する。

附則 本会則は令和4年6月19日から施行する。

なお、第10条の「本支部評議員」とは、湖風会会則第8条第5項にて湖風会が指名し委任した評議員のうち本支部に属する者(役員を除く)をいう。

また、施行に併せて令和3・4年度役員の任期を1年延長し、令和5年度までとする。

環友会 役員名簿 (2022年6月 現在)

	役 職	氏 名	ふりがな	卒業学科	卒業年
1	会 長	田中 靖志	たなか やすし	農学	S49
2	副会長	日置 靖男	ひおき やすお	工業建築	S42
3	副会長	伊藤 真紀	いとう まき	政策・計画	H23
4	副会長	川井 操	かわい みさお	建築デザイン	H16
5	会 計	柳沼 勇多	やぎぬま ゆうた	環境生態	H23
6	監 査	山根 祐太郎	やまね ゆうたろう	農業土木	S43
7	監 査	植田 儀一郎	うえだ ぎいちろう	農学	S45
8	幹事長	伊垣 剛	いがき つよし	農学	H6
9	幹 事	倉田 清長	くらた せいちょう	農業土木	S43
10	幹 事	大川 俊一	おおかわ しゅんいち	農業経済	S43
11	幹 事	山田 利喜雄	やまだ りきお	農業経済	S44
12	幹 事	竹内 薫	たけうち かおる	工業建築	S51
13	幹 事	西河 佳子	にしかわ よしこ	農学	H6
14	幹 事	森 恵生	もり けいせい	政策・計画	H13
15	幹 事	船田 賢	ふなだ さとし	建築デザイン	H20
16	幹 事	橋本 裕介	はしもと ゆうすけ	生物資源	H22
1	顧 問	岡田 定一	おかだ さだいち	前湖風会会長(農業経済)	S34
2	顧 問	安田 佐登志	やすだ さとし	前環友会会長(農業経済)	S44
3	顧 問	増田 佳昭	ますだ よしあき	名誉教授	
4	顧 問	村上 修一	むらかみ しゅういち	学部長	